

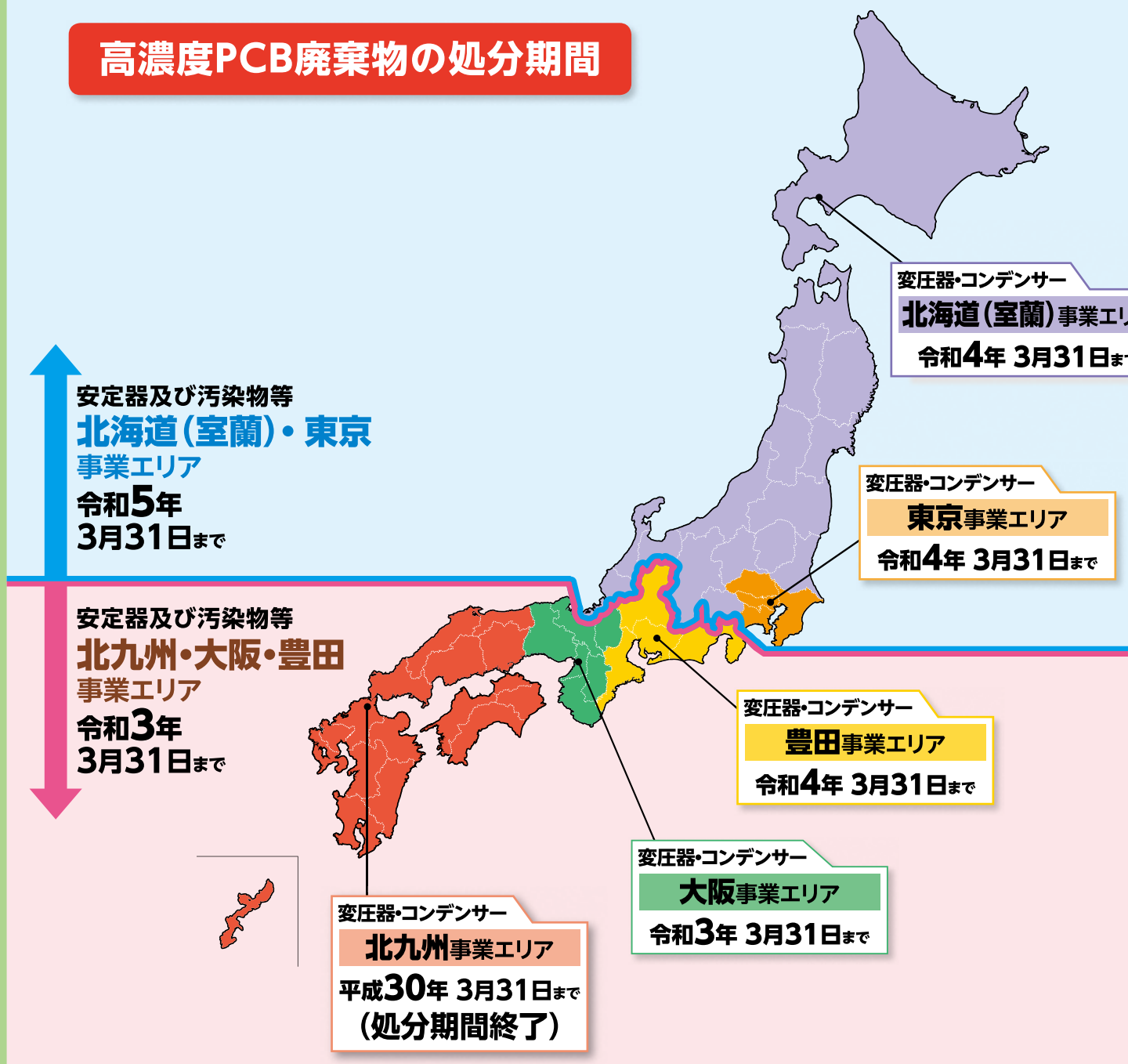
ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。
対象のPCB廃棄物を発見した場合は、大至急管轄の保健所にお問い合わせください。

2021年 3月版

高濃度PCB廃棄物の処分期間



低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年 3月31日まで

1

PCBとはどんなものですか？

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途	製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用 ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用 変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器、テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー 直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱 集中暖房、パネルヒーター
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用 電線の被覆、絶縁テープ
	難燃用 ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他 ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング剤 陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

PCBの毒性

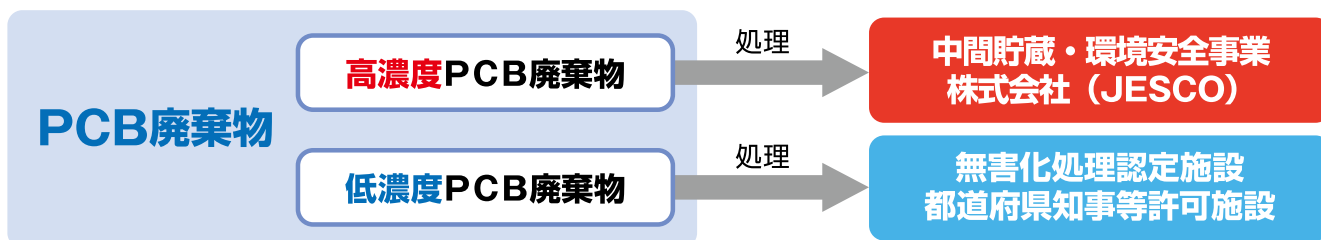
脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

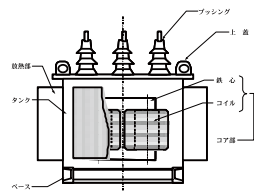


高濃度 PCB 廃棄物 (PCB が使用された代表的な電気機器等)

PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

変圧器

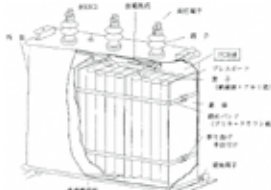
変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比 3：2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例

コンデンサー

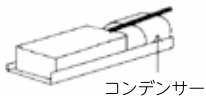
コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例

安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

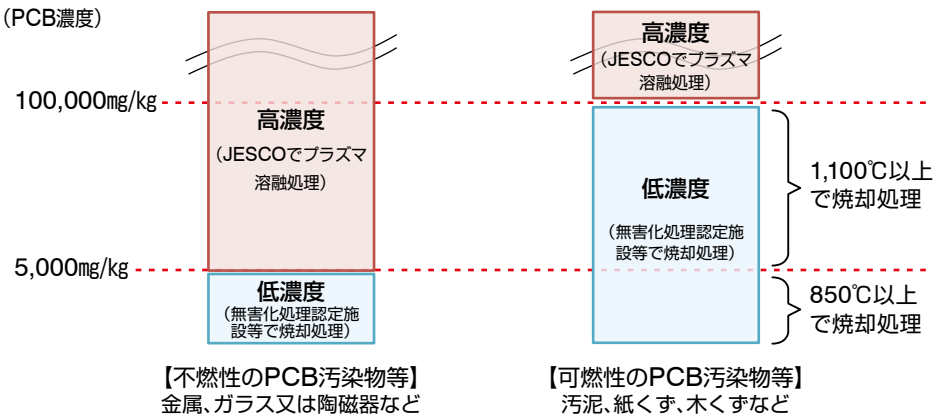
※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。
 ※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧変圧器、低圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

低濃度 PCB 廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のPCB含有廃棄物（可燃性のPCB汚染物等を除く）及び微量PCB汚染廃電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下が低濃度PCB廃棄物となります。

低濃度PCB含有廃棄物の濃度区分イメージ



PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度PCBかどうかの判別方法

昭和28年（1953年）から昭和47年（1972年）に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本電機工業会のホームページを参照してください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

低濃度PCBかどうかの判別方法

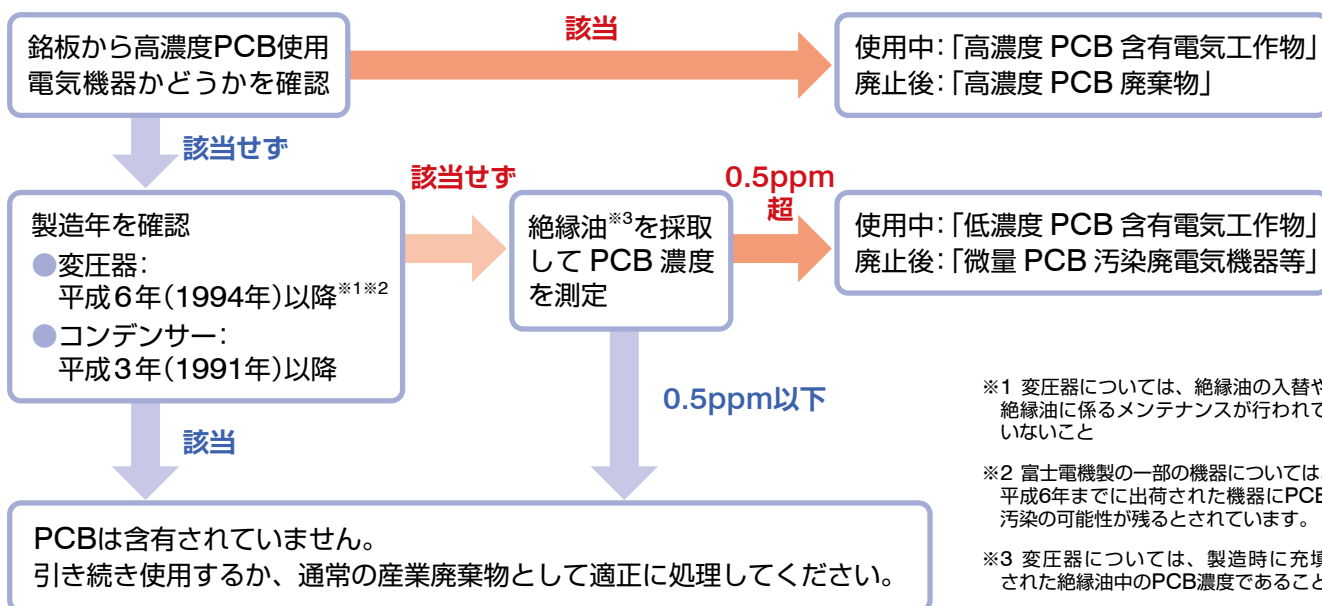
数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年（1990年）頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年（1994年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏えいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので**全数調査**を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので**昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物**で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年（1957年）1月から昭和47年（1972年）8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものはありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない廃安定器が混在している場合が少なからずあります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

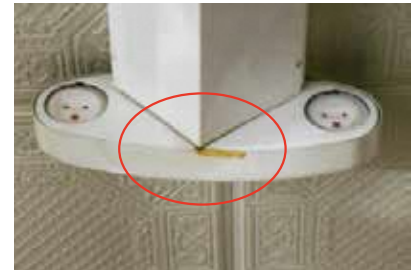
銘板から PCB 使用安定器かどうかを確認

該当

使用中：
「高濃度 PCB 使用製品」
廃棄後：
「高濃度 PCB 廃棄物」

該当せず

PCBは含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎていた照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処分してください。



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器からPCB油が漏れ出した例

銘板の取り付け例



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板



安定器



銘板

汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB汚染物でないことの判断基準に該当する場合は、産業廃棄物として分類されます。汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」が示されています。以下のホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>

2

高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処理委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。(使用中であっても登録は可能です。)

高濃度 PCB 廃棄物は、定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません
使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります

高濃度PCB廃棄物またはその可能性がある電気工作物等を発見した場合は、速やかに最寄りの保健所等にご連絡ください。

(連絡先は、本パンフレットの最終面に記載しています。)

島根県での処分までの流れ



※ 1 改善命令に違反した者は三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金又は併科に処せられます。

処理料金（運搬経費を除く）

JESCO の処理料金は、PCB 廃棄物の種類、重量に応じて、下表のとおりとなっています。

PCB廃棄物の種類（いずれも高濃度PCB廃棄物）	処理料金
変圧器類 （高圧・低圧変圧器・リアクトル・計器用変成器・放電コイル・整流器等） 総重量 10 kg以上 （3kg 以上～ 10kg 未満の機器→処理料金 = 30,800 円/kg × 1 台あたりの総重量 kg ※ kg 未満は切り捨て）	442 千円 / 台～ （例 50kg の場合 566 千円 100kg の場合 744 千円）
コンデンサー類 （高圧・低圧コンデンサー・サージアブソーバー等） 総重量 10kg 以上 （3kg 以上～ 10 kg 未満の機器→処理料金 = 30,800 円/kg × 1 台あたりの総重量 kg ※ kg 未満は切り捨て）	494 千円 / 台～ （例 50kg の場合 758 千円 100kg の場合 1,135 千円）
PCB油類 （夾雑物のないもの）	別途見積もりによる
安定器等・汚染物 （安定器・3kg 未満の小型電気機器・感圧複写紙・ウエス・汚泥・ その他の汚染物等）	30,800 円/kg （容器重量含む。指定容器の場合は、 所定の金額を差し引いた処理料金）

お問い合わせ窓口

JESCO 北九州 PCB 処理事業所 093-522-8588

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。

一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。

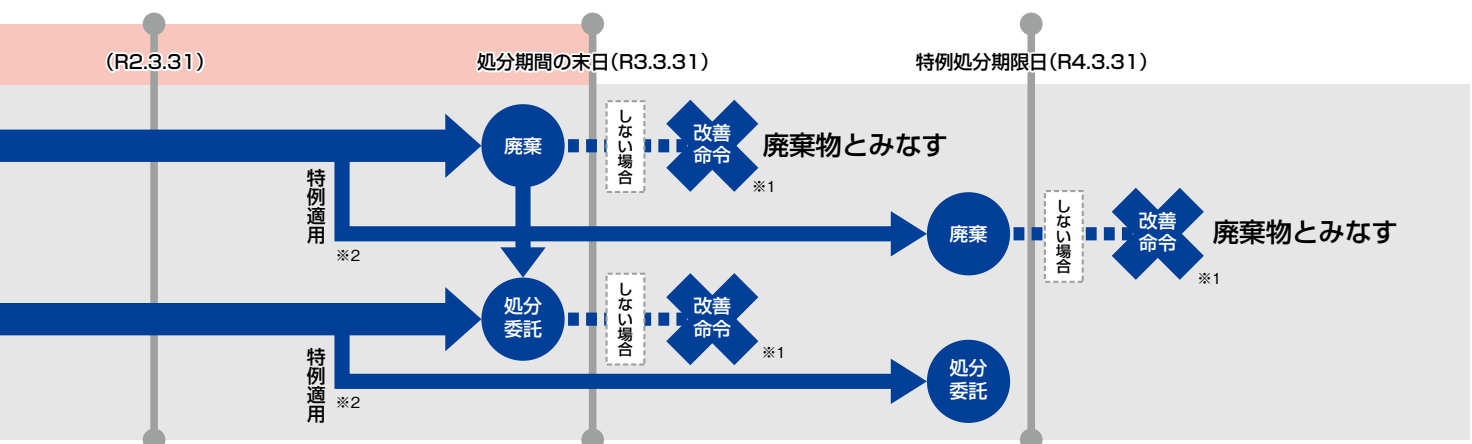
【 対 象 】	
<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者（みなし大企業は除く） ●個人事業主 ●中小企業団体等 ●常時使用する従業員の数が100人以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人
収集運搬費用及び処理料金の 70% を軽減します	収集運搬費用及び処理料金の 95% を軽減します

※高濃度 PCB 廃棄物の処理料金が対象です。消費税は対象外です。

※収集運搬費用の軽減には限度額があります。

お問い合わせ窓口

JESCO 中小軽減担当 0120-808-534



※ 2 処分期間の末日の1年後である特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）を適用する場合は、PCB 特措法に基づき、確実に特例処分期限日までに JESCO に処分を委託することを約した契約書の写し等を保管の場所を管轄する都道府県及び政令市の長に届け出る必要があります。

3

低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は **令和9年(2027年)3月31日** まで

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏在も解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「**課電自然循環洗浄法**」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しないものとなります。

課電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index2_2.html

4

よくある質問

Q 建物の売買を予定していますが、PCB 使用製品や PCB 含有電気工作物が設置されているかどうか分からない場合はどうすればよいですか？

A 建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特措法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止届出を、また買主が新たに設置等届出を行う必要があります。また、売買する建物が昭和52年（1977年）3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものであった場合は、PCB特措法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

Q PCB 廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していた PCB 廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？

A PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別管理産業廃棄物に係る許可を得た収集運搬業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB 廃棄物の保管事業者自らが管理する他の倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の規定に反することになるので行ってはなりません。

Q 使用中の電気工作物に PCB が含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、PCB 含有が判明した後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに判明した電気工作物が高濃度 PCB 使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督部等に毎年度届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期間内に廃止し、PCB 含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに判明した電気工作物が低濃度 PCB 含有電気工作物であった場合には、課電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて無害化处理する必要があります。

Q PCB 含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法〈電気関係報告規則〉に基づき、使用を終えた後遅滞なく管轄する産業保安監督部等に PCB 含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB 特措法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度 PCB 廃棄物である場合は JESCO に処分委託し、低濃度 PCB 廃棄物である場合は民間の処理事業者に処分委託する必要があります。

Q 電路から外した PCB 含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

A 電路から一度外した PCB 含有電気工作物は、電気事業法〈電気設備に関する技術基準を定める省令〉により、電路への再施設が禁止されています。

Q 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆弱なため外部から力を加えると容易に破損して PCB が漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出して PCB を分析することは危険ですのでお止めください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、その PCB の使用・不使用の判別結果に準じて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合は PCB 使用安定器として適切に取り扱い、JESCO に処分委託するようにしてください。

Q 高濃度 PCB 廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

A 高濃度 PCB 廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度 PCB 廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度 PCB 廃棄物を確実にかつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

5

PCB廃棄物等の処分等に係る 手続きについて

使用中のPCB含有電気工作物に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所（法人は事業場の名称又は所在地）又は電気工作物に係る事項
管理状況（廃止予定年月）に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に変更する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、廃止年月日、廃止理由（譲渡し、課電洗浄による廃止も含む）
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物（高濃度含む）含む)	地位の承継（相続、合併又は分割）の事実、承継の事実を証する書面

※電気事業法に基づく届出様式については、https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html#2-2 をご参照ください。

PCB廃棄物の保管及び処分に係る手続き

事例	対象	届出等の内容
保管する場合 (新たに判明した場合)	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
保管場所を省令で定める同一区域内で変更した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所等に係る事項 移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の確認を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
処分した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項 前年度分の処分のマニフェストのD票若しくはE票の写し
処分期間の特例を適用する場合、届出情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し 変更した場合は変更前後の内容
譲受けがあった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	譲渡者、譲受者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
地位の承継があった場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	被承継人、承継人に関する事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物 高濃度PCB使用製品	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分又は廃棄の終了年月

※PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページ<https://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html> をご参照ください。

* 様式のPCBの正式名は「ポリ塩化ビフェニル」、「報告規則」は電気関係報告規則、「特措法」はPCB特措法

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物変更届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規則様式第13の6)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4) ※課電洗浄による廃止時は同実施報告書及び添付書類も添付	廃止後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後遅滞なく	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書 (電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後遅滞なく	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

様式*	実施時期	提出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	判明後速やかに	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書 (特措法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書 (特措法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特措法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書、同届出事項の変更届出書 (特措法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書 (特措法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書 (特措法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書 (特措法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市の長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

お問い合わせ窓口一覧

●PCB特措法について

管轄する市町村	保健所	住 所	電話番号
安来市	松江保健所	〒690-0011 松江市東津田町1741-3	0852-23-1318
雲南市、奥出雲町、飯南町	雲南保健所	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9668
出雲市	出雲保健所	〒693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1197
大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9809
浜田市、江津市	浜田保健所	〒697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5560
益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所	〒698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9554
海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町	隠岐支庁 隠岐保健所	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9719

松江市内の事業者の方：松江市廃棄物対策課 0852-55-5671

●電気事業法について

中国四国産業保安監督部 電力安全課
電話 082-224-5742

●トランス・コンデンサー等の電気機器全般について

(一社) 日本電機工業会
電話 03-3556-5885

●高濃度PCB廃棄物の処理について

ジェスコ
JESCO北九州PCB処理事業所
電話 093-522-8588

●安定器のPCB含有の有無について

(一社) 日本照明工業会
電話 03-6803-0685

●中小企業者等の負担軽減措置について

ジェスコ
JESCO中小軽減担当
電話 0120-808-534

●融資制度について

島根県中小企業課金融グループ
電話 0852-22-5883

制 度 名	内 容		具 体 例
		まち・ひと・しごと創生資金 (環境対応枠)	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理(運搬を含む。)及び対象設備の買換えに係る事業
融 資 限 度	設備資金 8,000万円 ・ 運転資金 5,000万円		
資 金 使 途	設備資金 ・ 運転資金		
融 資 期 間	設備資金 12年以内(据置期間1年以内を含む) ※観光施設等整備枠、地域商業等整備枠の中山間地域商業関連、環境対応枠は15年以内 運転資金 7年以下(据置期間1年以内を含む)		
返 済 方 法	元金均等分割返済		
融 資 利 率	責任共有利率 年1.25%(固定) ・ 責任共有外利率 年1.10%(固定)		
信用保証の要否	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります(※信用保証の場合は、保証料率 年0.40~1.70%)		
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります		
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要		
取 扱 期 間	平成30年4月1日~		

(注) 記載条件は令和2年度のものです。

島根県環境生活部廃棄物対策課

〒690-0887 島根県松江市殿町128番地 島根県庁東庁舎4F TEL (0852) 22-5261